

# 千葉県報

定例  
令和6年9月6日

第13971号

令和6年9月6日(金曜日)

## 主要目次

- 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間(三件) 一七
- 土砂災害警戒区域の指定(二件) 八
- 土砂災害特別警戒区域の指定(二件) 九
- 都市計画都市高速鉄道事業の認可 九
- 環境影響評価方法書の送付及び縦覧等 〇
- 宅地建物取引業法に基づく処分 〇
- 収用委員会公告 〇
- 土地収用法に基づく審理の開始 〇
- 特定調達公告 〇
- 落札者等の公告(二件) 〇

## 告示

## 示

千葉県告示第四百四十四号  
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一條第二項の規定により、火光利用さば漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。  
 令和六年九月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 一 制限措置の内容

- 1 漁業種類  
 火光利用さば漁業
- 2 船舶の総トン数  
 総トン数五トン以上百トン以下(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)附則第三条第一項本文に規定する現存船で同項ただし書の規定の適用を受けないもの(以下「旧トン数適用漁船」という。))にあつては、総トン数五トン以上七十トン以下)。ただし、平成三年度及び平成四年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶で知事が特に必要と認められたものについては、総トン数五トン以上百五十トン以下(旧トン数適用漁船にあつては、総トン数五トン以上百トン以下)とする。

### 二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

千葉県告示第四百四十五号  
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一條第二項の規定により、敷網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。  
 令和六年九月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 一 制限措置の内容

- 1 漁業種類  
 あじ・さば棒受網漁業
- 2 船舶の総トン数  
 総トン数五トン以上百トン以下(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)附則第三条第一項本文に規定する現存船で同項ただし書の規定の適用を受けないもの(以下「旧トン数適用漁船」という。))にあつては、総トン数五トン以上七十トン以下)。ただし、平成三年度及び平成四年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶で知事が特に必要と認められたものについては、総トン数五トン以上百五十トン以下(旧トン数適用漁船にあつては、総トン数五トン以上百トン以下)とする。

3 推進機関の馬力数  
 定めなし

4 操業区域  
 館山市洲崎灯台中心点から富津市明鐘岬先端を経て神奈川県横須賀市観音崎灯台中心点を結んだ線から銚子市地先に至る間の千葉県海面

5 漁業時期  
 周年

6 漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

漁業を営む者の資格	千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地(漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)第一条第九項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。)が千葉県内の区域にある者	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	二十七隻
	神奈川県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が神奈川県の区域にある者		一隻
	静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者		四隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
 令和六年九月十日から十月九日まで

を受けないもの(以下「旧トン数適用漁船」という。)にあつては、総トン数五トン以上七十トン以下)。ただし、平成三年度及び平成四年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残留者として参加した漁業者の申請に係る船舶で知事が特に必要と認められたものについては、総トン数五トン以上百五十トン以下(旧トン数適用漁船にあつては、総トン数五トン以上百トン以下)とする。

3 推進機関の馬力数  
定めなし

4 操業区域

いすみ市太東埼灯台中心点正東の線から館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市剣埼灯台中心点とを結んだ線に至る間の千葉県海面

5 漁業時期

総トン数十トン未満の船舶にあつては八月一日から十二月三十一日まで、総トン数十トン以上の船舶にあつては八月一日から十月三十一日まで

6 漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地(漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)第一条第九項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。)が千葉県内の区域にある者	三隻
静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者	一隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和六年九月十日から十月九日まで

千葉県告示第四百四十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号。以下「規則」という。)第十一条第二項の規定により、うなぎ稚魚漁業につき、制限措置及び許可を申請すべき期間を次のとおり定めた。  
令和六年九月六日

制限措置の内容  
千葉県知事 熊谷 俊人

その一

1 漁業種類

かぐら網漁業(利根川においてふくる網によりうなぎの稚魚をとることを目的と

2 漁業をいう。)

3 漁業時期

令和六年十二月一日から令和七年四月十五日まで

3 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数

操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数
共同漁業権内共第十二号(令和五年九月一日免許)の漁場の区域(規則第三十六条第二項に定める区域を除く。)並びに黒部川の水域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から香取郡東庄町笹川いと同町新宿との境界線に至る地先の千葉県水域	銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	四人
共同漁業権内共第十二号(令和五年九月一日免許)の漁場の区域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から下流の千葉県水域(北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点及び北緯三十五度四十四分二十秒東経百四十度四十九分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分二十八秒の点、北緯三十五度四十四分二十五秒東経百四十度四十九分一秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点及び北緯三十五度四十四分二十四秒の点及び北緯三十五度四十四分二十四秒の点及び北緯三十五度四十四分二十四秒の点)	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	四十六人